

社会福祉法人武蔵村山正徳会 役員及び評議員の報酬に関する規程

(総則)

第1条 この規程は、社会福祉法人武蔵村山正徳会（以下「法人」という。）の定款8条及び第21条の規定に基づき役員及び評議員に対する報酬の支給について定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

（1）役員とは、理事及び監事をいい、評議員を併せて役員等という。

（2）この規程におけるその他の役員とは、理事長及び副理事長以外の者でかつ職員以外の役員をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員等に対しては、法人の資産および収支の状況等を勘案のうえ、理事会の承認を経て評議員会で決定した上で、次のとおり報酬を支給するものとする。

（1）理事長及び副理事長 別表1のとおりとする。

（2）その他の役員及び評議員 別表2のとおりとする。

(報酬の支給方法)

第4条 理事長及び副理事長に対する報酬の支給は、毎月職員に給与を支給する日と同じ日に通貨をもって銀行振り込みにて支給する。

2 その他の役員及び評議員に対する報酬の支給は、理事会および評議員会の開催された月の翌月に通貨をもって銀行振り込みにて支給する。

(費用弁償の支給)

第5条 その他の役員が理事会・評議員会等への出席以外の職務にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、必要により事前に概算額を支払い出張終了後清算することができる。

2 常勤役員（理事長及び副理事長）には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員の通勤費支給基準に準ずる。

3 職員以外の役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表3により出張旅費等を支給することができる。

(補則)

第6条 支給手続きその他この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日より施行する。
- 2 この規程は、平成26年11月12日より改正施行する。
- 3 この規程は、平成27年4月1日より改正施行する。
- 4 この規程は、平成29年6月16日より改正施行する。
- 5 この規程は、令和2年6月16日より改正施行する。
- 6 この規程は、令和3年7月1日より改正施行する。

役員報酬規程 別表1および2

別表1(理事長及び副理事長)

理事長	月額 2,000,000円(上限額)
副理事長	月額 1,000,000円(上限額)

別表2(その他の役員及び評議員の報酬)

理事	20,000円(1日当たり)税込み
監事	20,000円(1日当たり)税込み

※上記の理事及び監事の報酬は、各年度総額800,000円を上限とする。

評議員	20,000円(1日当たり)税込み
-----	-------------------

※上記の評議員の報酬は、各年度総額700,000円を上限とする。